

## 役務請負契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定めるところに従い、この契約書に記載された役務の提供を行って履行期限までに給付を完了し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(債務の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

- (1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合
- (2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合
- (3) 役務の全部又はその主要部分を第三者に請け負わせる場合。ただし、輕易なもの又は慣習的に下請負されている場合を除く。

2 甲は、前項第1号及び第2号に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(仕様書の疑義)

第4条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めなければならない。この場合において、乙は、当該説明が文書によってなされるよう要求することができる。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適切なことを知って速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督官等の派遣)

第5条 甲は、この契約の適正な履行を確保するため、必要があると認めた場合は、監督官、検査官及びその他の職員（以下「監督官等」という。）を乙の営業所、その他の関係場所に派遣するものとする。

2 甲は、監督官等を派遣する場合は、その権限及び事務の範囲を乙に明示しなければならない。

3 監督官等は、職務の遂行にあたり、乙が行う業務を不当に妨げてはならない。

4 乙は、監督官等の職務の遂行につき相当の範囲内で協力しなければならない。

(監督)

第6条 監督官は、乙の行う役務について契約書、仕様書に基づき、甲が必要と認めた場合、又は乙の申請があった場合において、立ち会い、指示、審査、確認、その他の方法により必要な監督を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により監督官が監督を行う場合は、これに応じなければならない。この場合においては、第5条第2項の規定を準用する。

3 監督を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(持込みの予定期日等の通知)

第7条 乙は、仕様書に定める成果物を履行場所に持ち込もうとする場合は、必要に応じ、持込みの予定期日その他必要な事項を履行場所の検査官に通知しなければならない。履行期限までに相当の期間があるときは、乙は、あらかじめ、持込みの予定期日その他必要な事項について、甲と協議しなければならない。

(給付の終了の届出)

第8条 乙は、給付が完了した場合は、直ちに、役務完了届により検査官にその旨を届け出なければならない。

(完了検査)

第9条 甲は、前条の届出があった場合は、当該届出に係る役務について、この契約に基づく給付の完了の確認のため、検査官により完了検査を実施させるものとする。

2 完了検査の実施については、契約書、仕様書に規定するところによるものとする。

3 完了検査においては、契約書及び仕様書に適合するか否かにより、合格又は不合格の判定を行うものとする。

4 前項の判定は、前条の届出があった日から10日以内に行なければならない。

5 乙は、完了検査に立ち会わなければならない。

6 乙は、検査官に対し、検査の日時その他必要な事項の通知を求めることができる。

7 完了検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(代金の請求及び支払)

第10条 乙は、役務を完了した場合は、代金を甲の指定する者に請求することができる。

2 乙は、代金を請求する場合は、適法な支払請求書をもってするものとする。

3 甲は、前項に定める支払請求書を受理した場合は、受理した日から30日以内の日に、乙に当該金額を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、約定期間（前条第3項の期間をいう。以下同じ。）内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

3 甲が、第9条第4項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ前2項の計算の例に準じ、第1項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払わなければならない。

(履行期限の猶予等)

第12条 乙は、理由を添えて履行期限の猶予を甲に申請することができる。

2 甲は、前項に規定する申請の理由が、乙の責めに帰することができない理由による場合は、乙と協議の上、履行期限を変更するものとする。

3 甲は、第1項に規定する申請の理由が、乙の責めに基づく場合は、契約の目的の達成に支障がないと認める日まで履行期限を猶予することができる。

(延納金)

第13条 乙は、前条第3項の規定により履行期限が猶予された場合においては、延納日数に応じ、延納分に相当する代金に対し、1日につき0.1パーセントの率を乗じて計算した金額を延納金として甲に支払わなければならない。ただし、延納分に相当する代金の10パーセントの金額をもって限度額とする。

2 前項の規定において「延納日数」とは、次の各号に掲げる日数から乙の責めに帰することができない理由によって納入が遅れた日数その他取引の性質等の事情を考慮して延納金の支払を求めることを不相当とする日数を除いた日数をいう。

(1) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合におい

て、猶予された日までに延納分を納入したときは、従前の履行期限の翌日から納入した日までの日数

- (2) 履行期限以前にされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、従前の履行期限の翌日から猶予された日までの日数
- (3) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入したときは、申請した日の翌日から納入した日までの日数
- (4) 履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合において、猶予された日までに延納分を納入しなかったときは、申請した日の翌日から猶予された日までの日数

3 前項の規定の適用においては、給付完了は第8条の届出があった時にされたものとみなす。

4 乙が、支払期日（甲が相当の期間において指定する遅滞金の納付期限）までに第1項の遅滞金を支払わない場合は、その期日の翌日から支払いのあった日までの日数に応じ、当該遅滞金に対し、年3.00パーセントの率を乗じて計算した金額を遅延利息として甲に支払わなければならない。

（遅滞金）

第14条 乙は、役務の給付完了が履行期限に遅れた場合には、遅滞日数に応じ、遅滞分に相当する代金に対し、1日につき0.3パーセントの率を乗じて計算した金額を遅滞金として甲に支払わなければならない。

2 前項の規定において「遅滞日数」とは、履行期限の翌日から遅滞分を納入した日（履行期限を過ぎた後においてされた申請に基づいて履行期限が猶予された場合においては、当該申請のあった日）までの日数から乙の責めに帰することができない理由によって遅れた日数を除いた日数をいう。

3 前条第3項の規定は、前項の場合に準用し、前条第4項の規定は、第1項の場合に準用する。

（役務の提供不能の通知）

第15条 乙は、理由のいかんを問わず、次の各号に該当する事実が発生した場合は、直ちに、甲にその旨を通知するものとする。

- (1) 履行期限までに役務を完了する見込みがなくなった場合
- (2) 履行期限までに役務を完了することができなくなった場合

（危険負担）

第16条 甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行の義務を免れるものとし、甲は、その代金の支払の義務を免れるものと

する。

- 2 甲の責めに帰すべき理由により、乙が役務の全部又は一部を履行することができなくなった場合は、乙は、当該部分についての役務の履行の義務を免れるものとし、甲は乙に代金（乙が、役務の履行の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、乙が保険金、損害賠償、その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲は、その価格の限度で代金の支払い義務を免れる。

(役務の契約不適合)

第17条 乙が行った役務提供に関し給付完了後に契約不適合がある場合は、甲は、相当の期限を定めて乙に修補を請求するものとする。ただし、甲は、契約不適合が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するとき、その他修補を請求することが相当でないと認められるときは、修補の請求に代えて代金の減額を請求することができる。

- 2 前項の役務の契約不適合が、乙の責めに帰すべき理由によるものである場合は、甲は、前項の請求に際し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の役務の契約不適合が重要であり、そのため契約の目的を達成することができないと認める場合は、第20条の規定に基づく解除の例により契約を解除することができる。
- 4 修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除の通知は、第1項の給付完了の日（乙が当該契約不適合につき知って告げなかった場合は、当該契約不適合が発見された日）から1年以内に発しなければならない。ただし、修補の期限がこの期間の満了の日以降に到来することとなっているときは、代金の減額の請求又は契約の解除の通知に関しては、当該期限の到来の日から2週間を経過する日までこの期間を延長する。
- 5 乙は、前項に規定する通知があった場合においては、甲に対して異議を申し立てることができる。甲は審査の上、乙の申立てに理由があるときは、当該修補の請求若しくは代金の減額の請求又は解除を取り消し、又は変更するものとする。
- 6 契約不適合のある役務の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約条項を準用する。
- 7 前各項の規定は、第1項の規定に基づき修補された役務に、なお当該修補に係る契約不適合がある場合に準用する。
- 8 修補に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

(契約の変更)

第18条 甲は、乙の行う役務が完了するまでの間において必要がある場合は、履行期限、履行場所、契約数量、仕様書の内容、その他乙の義務に関しこの契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 第1項の規定により協議が行われる場合は、乙は見積書を作成し、速やかに甲に提出しなければならない。

3 第1項の協議の結果、契約金額を変更する必要がある場合においても、以後しばしば契約金額の変更の必要を生じる見込みがあるとき、その他相当と認めるときは、甲乙協議の上、その際契約金額の変更のための措置をとることなく、後日これを取りまとめて行うこととすることができる。

(事情の変更)

第19条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第20条 甲は、次の各号の一つに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により乙が履行期限までに役務を完了しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により乙が役務を完了できなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達成することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第21条 乙は、甲がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第22条 甲は、第20条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除の場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 第13条第4項の規定は、違約金の徴収の場合にも準用する。

(損害賠償)

第23条 甲は、第20条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により乙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、乙が履行期限までに役務を完了しなかったことにより契約を解除した場合は、この限りでない。

2 第21条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

(秘密の保全)

第24条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

2 乙は、乙の使用人が契約の履行に当たり知り得た秘密事項を漏らし、又は利用した場合であっても管理者としての責任を免れることができない。

3 乙は、秘密事項の漏洩又は利用の事態が発生し、あるいはその疑い、若しくはそのおそれがあったときは、速やかに甲に通知しなければならない。

4 乙は、外部から情報に対する不正な操作が行われた事態が発生し、あるいはその疑い、若しくはそのおそれがあったときは、速やかに甲に通知するとともに、甲の指示を受けるものとする。

5 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。

(サプライチェーン・リスクへの対応)

第25条 乙は、契約物品（役務対象物品を含み、ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）又は官給品等（ソフトウェアその他の電子計算機情報を含む。以下同じ。）について、情報の漏えい若しくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害等のリスク（未発見の意図せざる脆弱性を除く。以下「障害等リスク」という。）が潜在すると知り、又は知り得べきソースコード、プログラム、電子部品、機器等（以下「ソースコード等」という。）の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更を行ってはならない。

2 乙は、契約物品及び官給品等について、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきソースコード等の埋込み又は組込みその他甲の意図せざる変更が行われないように相応の注意をもって管理しなければならない。

3 乙は、契約物品及び官給品等について、甲の能力に対抗し、若しくはこれを棄損する動機を有するおそれのある者又はその者から不当な影響を受けるおそれのある者が開発、設計又は製作したソースコード等（乙がその存在を認識し、かつ、障害等リスクが潜在すると知り、又は知り得べきものに限り、主要

国において広く普遍的に受け入れられているものを除く。)を直接又は間接に導入し、又は組み込む場合には、これによって障害等リスクを有意に増大しないことを調査、試験その他の任意の方法により確認又は判定するものとする。

4 甲は、乙がもっぱら甲の仕様のために特に導入し、又は組み込むソースコード等の全部又は一部に係る障害等リスクについて乙から照会を受けた場合であって、乙による前3項の規定の実施を補完する必要があると認めるときは、相応の期間をもってこれに回答するものとする。

5 第1項から第3項までに定めるもののほか、乙は、特約条項及び仕様書の定めるところにより、サプライチェーン・リスク(契約物品又は官給品等の取扱いに係るサプライチェーンにおいて、障害等のリスクが潜在するソースコード等の埋込み又は組込みその他官の意図せざる変更が行われるリスクをいう。)に確実に対応しなければならない。

6 第2条の規定は、前5項についても適用する。

(調査)

第26条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力するものとする。

(契約保証金による充当)

第27条 甲は、第22条第1項の規定により違約金を徴収する場合に、乙が提供した契約保証金があるときは、これを充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合には、前項の徴収は、相当の期間を定めて行うものとし、その期間内に支払いがなかったときは、当該担保は甲に帰属するものとする。

(相殺)

第28条 甲は、乙が支払うべき金銭債務がある場合は、乙に支払うべき代金と相殺することができる。

(その他)

第29条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 甲及び乙は、この契約に関し紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して解決するものとする。

4 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第30条 この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。